

LPガス販売事業者の皆様へ 兵庫県からのお知らせ

【LPガス販売事業者を通じた利用者負担軽減事業】

兵庫県ではLPガス販売店を通じてLPガスを利用されているご家庭のガス料金負担軽減事業を実施します。

1 趣旨（目的）

価格高騰が続くLPガスの利用世帯等の料金負担を軽減します。

2 方法

LPガス販売店を通じて、LPガス利用者の負担軽減のための事業を実施します。

○県が定める支援金を上限に、LPガスの料金を減額した額を消費者に請求していただき、消費者は減額支援を受けた料金を支払います。（消費税加算前のガス料金が支援金未満の場合は当該ガス料金を上限とします。）

○LPガス販売事業者の皆様には、値引きした実績に基づき、補助金交付申請及び実績報告を行っていただき、県から補助金を交付します。

3. 制度の概要

本事業者は、LPガス利用者が支払う料金の負担軽減（支援）事業と、本事業を利用者にご活用いただくとともに、その効果を知っていただくための広報事業支援の二事業があり、それぞれLPガス販売事業者を通じて実施します。

(1) 負担軽減（支援）事業

令和5年8月から10月の各月の検針における当初のガス料金から、支援額を上限に料金を減額したLPガス販売事業者に対して、下表の額を補助します。^(注1)

事業月（検針月）	支援額（円） ^(注2)
8月	1,200
9月	1,200
10月	1,300 ^(注3)
合計	3,700

(注1) 8月から10月の各月に検針結果に応じたガス料金から消費者が支払う料金を減額支援していただきます。

(注2) 各月の検針における減額支援前のガス料金（消費税加算前）が支援額未満の場合は、そのガス料金が支援の上限額となります。

(注3) 最終の10月期事業（10月検針分）のみ額が違いますのでご注意ください。

(2) 広報支援事業

消費者への事業広報チラシの配布並びに各月の料金請求書等への本事業を活用し値引きを実施した旨の明示を行っていただきます。広報支援事業については、一販売所（営業所）あたり15,000円を交付します。

4. 事業の流れ（イメージ図参照）

(1) 負担軽減（支援）事業

- ① 8月から10月の各月の検針における当初ガス料金（消費税加算前）から表に記載する額を差し引いた額に消費税を加算した額をそれぞれの請求月日に請求していただきます。
- ② 消費者は(1)により減額された料金を支払います。
- ③ 減額支援を行った販売事業者は、その実績に応じて補助金交付申請並びに実績報告書を兵庫県LPガス協会に提出してください。
- ④ 申請及び実績報告に基づき、県から兵庫県LPガス協会を通じて交付決定通知書を交付します。

- ⑤ 交付決定された交付額の請求書を兵庫県LPガス協会に提出してください。
- ⑥ 県から補助金を交付（入金）します。

(2) 広報支援事業

- ① LPガス利用者に対する本事業の広報チラシ（兵庫県LPガス協会に作成を委託）を各消費先に配布をお願いします。（8月請求分の検針の機会を利用いただくなど）
- ② 8月から10月の各月の検針による請求書等に「県の補助事業を活用し値引きしていること」を記載いただくことにより、補助事業活用の広報をお願いします。（記載例は別途示します。）
- ③ 広報支援事業費は、一販売所（営業所）に15,000円を交付します。基本的に8月期事業の申請並びに実績報告時にあわせて広報支援事業についての申請、報告をお願いします。

5. 支援の対象となるLPガス利用者

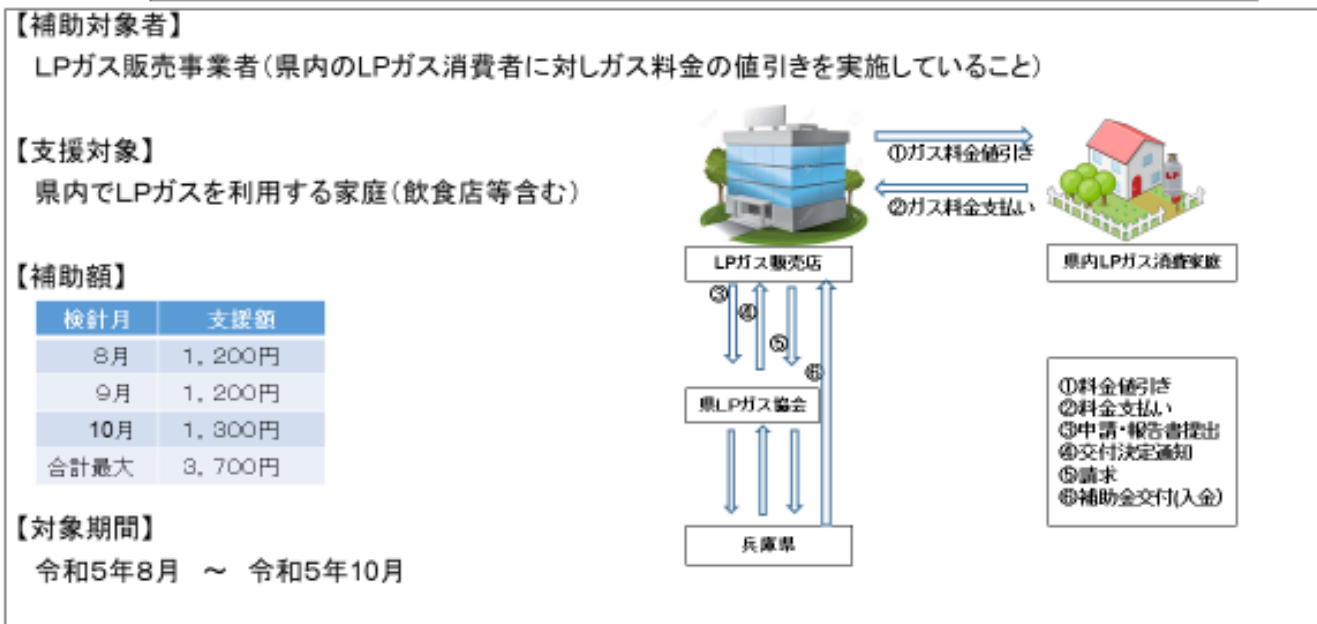
液化石油ガス法第2条第2項に規定する一般消費者等及びガス事業法第3条の登録を受けた者からLPガスを燃料として供給を受け、その消費する態様が生活の用に供する場合に類似している者であって、兵庫県内でLPガスを消費する者（体積販売（メーター取引）に限る。）

6. その他

手続きの方法、添付書類、記載要領等につきましては、別途、「令和5年度兵庫県LPガス料金負担軽減事業補助金交申請の手引き（LPガス販売事業者を通じた利用者負担軽減事業）」をご参照ください。（現在、作成中につき、完成後、速やかにお知らせいたします。）

LPガス販売事業者を通じた利用者負担軽減事業（イメージ）

LPガス料金の高騰により増大する一般家庭の負担を軽減するため、LPガス販売事業者を通じて使用料金の値引きを行う。



事業実施者

兵庫県危機管理部消防保安課
電話 078-362-9827
担当 南野 小笠原 藤原

申請事務等業務受託者

(一社) 兵庫県LPガス協会
電話 078-361-8064
担当 岡田

※本事業の趣旨をご理解いただき、消費者の負担軽減のため、制度を活用して下さい。